

## 不動産鑑定士調停センター 調停に係る費用

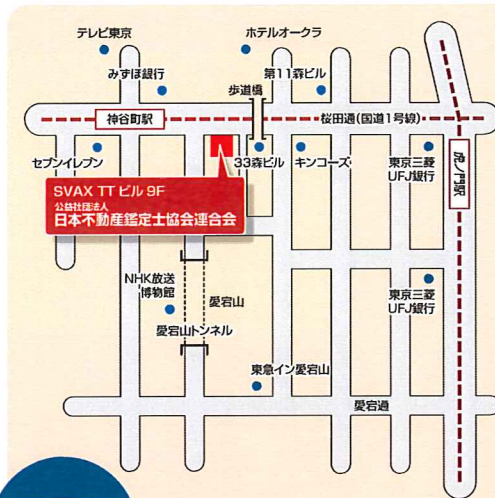
1. 申立費用 税抜 10,000 円 (+消費税)
2. 期日費用 税抜 30,000 円 (+消費税)  
原則として期日ごとに申立人、相手方双方で折半していただきます。
3. 紛争解決手数料  
調停により和解が成立した場合、解決額に応じて別途定める紛争解決手数料を納めていただきます。
4. その他費用  
実費 (鑑定を行った場合等)



まずはお電話下さい!

TEL 要予約 **03-3434-2304**

受付/月~金 10:00~17:00 (土・日・祝は除く)  
ご注意: 当日ご予約なくお越しになられても、ご相談を受けられない場合があります。



交通のご案内

- 虎ノ門駅 (地下鉄銀座線) 4 番出口 徒歩 8 分
- 神谷町駅 (地下鉄日比谷線) 3 番出口 徒歩 4 分
- 新橋駅 (JR) 烏森口 徒歩 15 分

## 不動産鑑定士調停センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15  
SVAX TTビル 9階  
TEL 03-3434-2304 FAX 03-3436-6450  
<http://www.fudousan-kanteishi.or.jp/>

不動産にかかわる価格紛争の解決を  
不動産鑑定士と弁護士が  
支援いたします。

# 不動産鑑定士 調停センター

「不動産鑑定士調停センター」へ  
ご相談されてみませんか?



公益社団法人  
日本不動産鑑定士協会連合会

# 調停センターとは？

紛争解決のお手伝いをするところです。  
調停センターがお手伝いする不動産の  
価格に関する紛争は**次のような**ものです。

**地代**の値上げ、値下げのトラブル。

**家賃**の値上げ、値下げのトラブル。

**借地している建物**の売買、増築、  
改築、借地条件の変更などの価格トラブル。

**借家している建物**の売買金額、更新料、  
明け渡し料などのトラブル。

**担保不動産の任意売却価格**に関するトラブル。

**土地や建物**の価格に関するトラブル。

これらのほか、遺産相続、離婚等の財産分与に関する価格の  
トラブルなどを専門の知識と経験を持つ方が担当します。

調停人には、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連  
合会が実施した調停人研修を修了した不動産鑑定士  
のほか、弁護士が担当しますので、適正な解決が期  
待できます。

申立は当協会の調停センターの窓口で調停申込書を  
提出してください。弁護士を依頼して申し立てるこ  
ともできます。

和解の内容を公正証書とし、又は即決和解の手続を  
経ることにより判決と同じ効力を付与することがで  
きます。

# 手続の流れ

**申立の事前相談は無料です。**



**申立**

申立は当協会の調停センターの窓口で調停  
申込書を提出してください。弁護士を依頼  
して申し立てることもできます。



不動産のエキスパート 法律のエキスパート  
**不動産鑑定士 弁護士**



**選任**

**期日**

**調停を行う日**  
調停センターは期日に相手方が出席するよう  
働きかけますが、どうしても出席しない場合  
は、手続きを進められませんので終了します。

**調停成立**  
申立人、相手方双方および調停人が署名押  
印した和解契約書を作成します。  
紛争解決手数料は、別途不動産鑑定士調停  
センター手数料規則により算出されます。



**調停不成立の場合は  
終了します。**